

日本学生支援機構の貸与型奨学金制度

【貸与型奨学金】

- (1) 本学は「日本学生支援機構奨学金」の対象校となっています。標準修業年限までは、貸与が受けられます。ただし、成績不振の学生については廃止（奨学生の資格喪失）となる場合があります。
- (2) 生計支持者が住民税非課税である方や編入学生については、次表の限りではありません。
詳細は、奨学金説明会において確認してください。

	貸与奨学金 第一種（無利子貸与）	貸与奨学金 第二種（有利子貸与）
申込資格	人物・学業に優れ、かつ健康で経済的理由により修業困難な学生 以下に該当する場合は申込資格がありません。 ・成績不振による留年中の学生	
年次	1年次 高校の評定平均値が3.5以上 2年次以上 本人の属する学部（科）の上位1/3以内であること	出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる者
貸与額	平成30年度以降入学生 自宅 2万円・3万円・4万円・5万4千円 自宅外 2万円・3万円・4万円・5万円・6万4千円 ※最高月額は、家計基準があります。 ※令和2年度から始まった新しい給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて、第一種奨学金の貸与月額は調整されます。詳しくは学務係で確認してください。	2万円・3万円・4万円・5万円・6万円・7万円・8万円・9万円・10万円・11万円・12万円のいずれかより選択
募集時期	予約採用：1年次 4月上旬 在学採用：毎年 4月上旬 ※予約採用は、高校在学時に申し込み、大学進学後に正式な申込手続を行う。 ※緊急採用(第一種)、応急採用(第二種) 災害や家計支持者の失職等により家計が急変した場合は随時申請可能	
選考方法	人物・学業成績・家計状況等を総合的に判断した上で、日本学生支援機構に推薦します。但し、すべて採用されるとは限りません。	
採用後の手続	奨学金継続願（年1回） 毎年1回12月中旬頃に「奨学金継続願」の手続が必要です。継続願の手続を怠ると翌年度から奨学金が廃止になります。手続後、学業成績等で奨学金継続の可否を判断します。 ※奨学金を辞退または休学・退学する学生は、学務係に必ず申し出て手続を行ってください。	
返還手続	この奨学金は貸付の奨学金であり卒業後、返還しなければなりません。 毎年11月中旬に奨学金満期予定者を対象に返還に関する説明会を開催します。 対象者は必ず出席してください。	